（一社）長野県建築士事務所協会

継続能力研修制度要綱

（目　的）

第１条　この制度は、建築士事務所の業務遂行能力と技術の向上の為に行われた研修等の履歴を単位として認定する。その成果を公表する事により本会及び会員事務所に対する一般市民からの信頼確保に寄与するものとする。ここにその要綱を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、継続能力研修制度を「ＣＰＤ」といい、（一社）長野県建築士事務所協会を「本会」という。

（対象者）

第３条　このＣＰＤ制度の対象者は、本会会員事務所に所属する開設者、管理建築士及びそれに準ずる者とする。

（認定委員会）

第４条　（１）このＣＰＤ制度において研修及び単位の認定を行う認定委員会を

本会におく。

（２）認定委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

（３）認定委員会は、研修及び単位の認定を行い会員事務所の研修等の

履歴を管理する。

（研修等及び単位の認定）

第５条　（１）このＣＰＤ制度における必須単位は５０単位／１年度とする

（２）本会及び支部の開催する研修等について所定の書式にて申請し、

認定委員会が認定する。

（３）上記以外で、会員事務所が行う研修等及び関係団体が主催する研修、

その他社会貢献活動等については、所定の書式に独自の報告書を添

付して申請し、認定委員会が認定する。

（４）研修等の単位は概ね１時間を１単位とし、原稿執筆は、１０００字

程度を２単位とする。

（ＣＰＤ会員証）

第６条　（１）会員事務所に「ＣＰＤ会員証」を発行する。

（２）本会主催研修等の受講に際し、受付時に提示する。

（３）会員証の紛失等による再発行は別途費用を申受けるものとする。

（履歴の通知と成果の公表）

第７条　（１）会員事務所の研修等の履歴は本会ＨＰ上の『建築士事務所ＣＰＤ

集計システム』により確認できるものとする。

（２）必須単位以上履修した会員事務所は、本会ＨＰ上及び会報紙上にて

公表する。

（３）顕著な研修等の成果があった会員事務所に対して、認定委員会が

推薦した場合、会長はこれを表彰する。

附　則

この要綱は平成１８年８月１日から施行する。

　平成２２年７月２２日一部改正